

原管発官R2第109号

令和 2年 7月30日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置許可に係る  
工事計画変更届出

柏崎刈羽原子力発電所の工事計画について、令和2年7月1日付けをもって変更しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第3項の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 東京電力ホールディングス株式会社

住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

代表者の氏名 代表執行役社長 小早川 智明

2. 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 柏崎刈羽原子力発電所

所 在 地 新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村

### 3. 変更の内容

柏崎刈羽原子力発電所原子炉設置許可申請書は、昭和52年9月1日付け52安(原規)第250号をもって許可を受けました。

また、平成21年8月12日付け原管発官21第170号をもって変更申請を行った原子炉設置変更許可申請書につきましては、平成22年4月19日付け平成21・08・12原第11号をもって変更許可を受けましたが、その内容のうち、1号炉の低電導度廃液系のクラッド除去装置の廃止に伴う工事については、平成22年4月28日付け原管発官22第39号、平成22年7月29日付け原管発官22第196号、平成23年6月17日付け原管発官23第150号、平成26年7月25日付け原管発官26第154号、平成28年2月10日付け原管発官27第260号及び平成30年7月26日付け原管発官30第84号をもって変更届出を行っております。1号炉の固化装置の廃止に伴う工事については、平成22年4月28日付け原管発官22第39号、平成22年7月29日付け原管発官22第196号、平成23年6月17日付け原管発官23第150号、平成26年11月14日付け原管発官26第213号、平成28年2月10日付け原管発官27第260号及び平成30年7月26日付け原管発官30第84号をもって変更届出を行っております。

今回、上記工事計画を添付のとおり変更いたします。

### 4. 変更の理由

工事の詳細設計実施可能時期及び工事実施可能時期を見直した結果、工事計画を変更しました。

なお、本届出は、施設の設計及び工事の内容を変更するものではなく、施設の安全性に影響を与えるものではありません。

以上

